

平成 17 年 7 月 9 日

貴生川サッカースポーツ少年団
育成会会員各位

休団制度について

本制度は、団員の活動休止期間における育成会会員（以下会員）の負担軽減、並びに活動休止中の団員が随時復帰できる環境を整える事を目的とするものである。

対象者

怪我や諸事情により、長期間練習や試合に参加できなくなった団員

休団届

休団を希望する団員については別紙「休団届」を提出し、役員会の承認を得る事。

適用範囲

活動休止期間が 2 ヶ月以上となり、休止理由について役員会が休団対象と認めた団員

適用期間

活動休止期間が 2 ヶ月以上、適用期間は役員会において決定する。

休団中の処遇

- ・ 当該団員の保護者の試合等における当番については本人の意思（休団届時に確認）に任せる。
- ・ 休団中は団費を免除する。
- ・ 試合等に関する手紙類は配布しない。（ただし、月間予定等は配布する。）
- ・ 総会、貴生川招待、奉仕活動、レクリエーション、その他必要と認められる場合は他の会員と同様に処遇する。

〈団費の計算基準〉

休団時：休団開始日の該当月まで徴収する。

復帰時：復帰した月より徴収する。

年度をまたいで休団する場合

入団届は通常通り提出する。

選手登録料および保険金については、団費による徴収ができないため実費を徴収する。

以上

休団届

団員名		
保護者名		
休団理由		
休団期間（概ね）		
休団中の当番	可	不可
右の該当する欄に 丸を付けて下さい		

休団制度の内容を承諾の上、申請致します。

申請者 _____ 印

承認者

育成会会長 _____ 印

副会長 _____ 印 _____ 印